

入札説明書

「愛知運輸支局他で使用する電気の購入契約【電子調達対象案件】」に係る入札公告（令和7年12月22日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等　　支出負担行為担当官　中部運輸局長　中村 広樹

2. 競争に付する事項

(1) 業務名　　愛知運輸支局他で使用する電気の購入契約【電子調達対象案件】

(2) 業務の特質等　別添仕様書のとおり

(3) 契約期間　　令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所　　別添仕様書のとおり

(5) 入札方法

① 本件は、入札、書類の提出及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

② 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、入札者は、当局が提示する契約電力及び予定使用電力量を基に算出した総価を入札金額とすること。

落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とすることで、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金　免除

3. 競争参加資格

(1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者

③ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (イ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、〔A〕・〔B〕・〔C〕・〔D〕等級に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格を有するものであること。
- (3) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める入札参加資格として、省CO₂化の要素を考慮する観点から、別紙1に示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (5) 入札参加申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札までの期間に「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から暴力団員が実質的に經營を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒460-8528 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
中部運輸局総務部会計課 契約管理係
TEL (052) 952-8004
メール cbt-soumubu-kaikeika@ki.mlit.go.jp

(2) 入札説明書・仕様書の交付場所及び問い合わせ先

①入札説明書・仕様書の交付場所

4. (1) の場所及び中部運輸局ホームページ (https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/soumu/nyuusatsu/nyuusatu_index.html)

②入札説明書・仕様書に関する問い合わせ先

4. (1) に同じ。

5. 質問書の提出

入札公告等の内容に質問がある場合は、次に従い書面による質問書を提出すること。
(様式は任意とする。)

- (1) 期間 公告の日から入札参加申請書提出期限の1週間前の同曜日（土曜、日曜及び祝日を除く）の午前9時30分から午前12時まで、午後1時から午後4時まで
- (2) 場所 中部運輸局総務部会計課
- (3) 方法 持参、書留郵便による郵送又はメール

6. 入札及び開札

(1) 入札参加申請

- ① 入札に参加する者は、入札参加申請書（様式3）を電子調達システムを用いて、令和8年2月6日（金）16時00分までに提出すること。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、入札参加申請書（様式3）及び紙入札方式参加願（様式4）を4. (1)の場所に令和8年2月6日（金）16時00分までに提出し、発注者の承諾を得た上で、紙入札方式により本件入札への参加を認めることとする。

電子調達システムにより提出する場合は、証明書等提出画面の「添付資料」欄に申請書等を添付し提出する（電子ファイルの受信可能容量は全ファイル合計で50MBまで）。なお、電子ファイルが50MBを超える場合には、原則として郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という）による提出を求めるものとする。

ファイル形式は、以下のいずれかの形式にて作成すること。なお、LZH又はZIP形式によるファイル圧縮は認める。

Microsoft Word、Microsoft Excel、その他PDFファイル、JPEG又はGIF形式の画像ファイル。

- ② 入札参加申請書には、下記の書類を添付すること。
- (ア) 競争参加資格格付けを証明する書類「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」
- (イ) 上記3. (4)に示す条件を満たすことを証する別紙2「適合証明書」
- (ウ) 仕様書に定めた再生可能エネルギー比率を満たす計画であることを確認する別紙3「特定電源割当計画書」
- (エ) 需要場所すべてにおいて電力供給が可能であることを確認する別紙4「誓約書」
- (オ) 電子調達システムによる入札者にあっては、確認書（様式7）を提出すること。また、入札参加申請を提出する者が代理人である場合においては、期間委任状（様式5）を提出すること。なお、紙入札方式による入札者にあって、代理人が入札する場合においては、都度委任状（様式6）を入札書と同時に提出することとする。
- ③ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- ④ 入札参加申請書を出した者は、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(2) 入札書の提出方法

- ① 電子調達システムによる入札の場合は、当該システムの所定の方法により締切りまでに提出すること。
- ② 紙による入札の場合は、入札書（様式1）を作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）等を記入し、持参または郵送すること。
なお、郵送等による提出は記録に残る形で、期日までに必着のこと。
- また郵送による場合は、前述により作成した封筒を郵送用の封筒へ入れた二重封筒とし、
「2月16日開札（件名）入札書在中」と表封筒に記載し、他の書類と区分して支出負担

行為担当官中部運輸局長あて（親展）に送付すること。

（3）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するための電子証明書を不正に使用した者の提出した入札書並びに以下の各号により提出された入札書は無効とする。

- ① 記名を欠く入札（押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。なお、外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって押印を省略するができる。）
- ② 金額を訂正した入札
- ③ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ④ その他入札に関する条件に違反した入札

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めことがある。

（5）入札書の提出期限

- ① 電子調達システムによる入札及び紙による入札において郵送等により提出する場合の締切りは、令和8年2月13日（金）16時00分

- ② 紙による入札の場合は、令和8年2月13日（金）16時00分までに持参すること。

（6）開札

- ① 開札日時 令和8年2月16日（月）13時30分

- ② 開札場所 中部運輸局 11階会議室

- ③ 開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち会わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- ④ 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

- ⑤ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

- ⑥ 紙入札方式による入札者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

- ⑦ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子調達システムによる入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は、当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。

ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

なお、入札執行回数は、2回以内とする。

7. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者の決定方法　最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書に従い、入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3. の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 落札者となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、下記の要領で落札者を決定する。

(ア) 落札となるべき同価の入札を行った入札者に電子調達システムによる入札者が含まれる場合は、直ちに電子調達システムにおいて当該落札となるべき同価の入札を行った入札者の氏名、くじにより落札者を決定する旨及び入札金額を通知し、また、開札場において上記の事項を公表する。

同価の入札をした者が電子入札事業者のみの場合は、電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定する。

同価の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合、電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定する。

(イ) 当該落札となるべき同価の入札を行った入札者に電子調達システムによる入札者が含まれない場合は、当該落札となるべき同価の入札を行った入札者（その者が開札に立ち会わなかった場合は、上記6. (6) ③の職員）は開札場において直ちにくじを引き、落札者を決定する。

- (3) 電子調達システムにて入札書の内訳を提出する場合においては、下記に示すアプリケーションを用いて作成すること。ただし、その全容量が50MBを超える場合にあっては、紙により作成し、入札の締切りまでに上記4. に示す場所まで郵送又は持参すること。
(上記5 (1) ②に示す書類についても同様に、上記5 (1) ①の入札参加申請書提出期限までに郵送又は持参すること。)

- ① Microsoft Word
- ② Microsoft Excel
- ③ PDFファイル
- ④ 画像ファイル (JPEG型式GIF型式)

- (4) 契約書の作成　　要

ただし契約書（案）については、調整のうえ、変更する場合がある。

- (5) 違約金に関する特約条項　　要

- (6) 支払条件

支払については、検査終了後、供給者の請求により支払うこととし、適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

- (7) 契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約

締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(8) 異議の申し立て

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(9) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表)別紙1の「各用語の定義」

用語	定義
①令和6年度 1kWh当たり の二酸化炭 素排出係数	<p>「令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和6年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <p>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</p> <p>2. 温対法に基づき令和6年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和6年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</p>
②令和6年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を 令和6年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする</p>

	<p>る。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス <p>3. 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 6 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和 6 年度の供給電力量に占める令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和 6 年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh）） ② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー

	<p>—CO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量 (kWh)</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別紙1にのみ適用する。

適合証明書

令和 年 月 日

住 所
 商号又は名称
 代表者 氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ	②パンフレット
④その他（ ）	③チラシ

2 令和6年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況 (単位: %)		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況 (単位: %)		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組 ※右欄のいずれかにマルを付すこと	取り組んでいる ・ 取り組んでいない	

①～④の合計点数	

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙1により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

令和〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

支出負担行為担当官
中部運輸局長 殿

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

令和8年度に以下の通り中部運輸局に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については中部運輸局に移転する計画である。

1 需要施設名等

需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計(kWh)			
総計(Kwh)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

誓 約 書

「愛知運輸支局他で使用する電気の購入契約「(電子調達対象案件)」に係る一般競争入札（令和7年12月22日付公告）に参加するに当たり、下記に示す地域について電力供給が可能であること及び事実に相違があった場合には遅滞なく通知することを誓約します。

この誓約が虚偽であった場合、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益等を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

地域	名 称	所 在 地
愛知県	愛知運輸支局(庁舎)	名古屋市中川区北江町 1-1-2
	愛知運輸支局(検査場)	
	西三河自動車検査登録事務所(庁舎)	豊田市若林西町西葉山 46
	西三河自動車検査登録事務所(検査場)	
	小牧自動車検査登録事務所(庁舎)	小牧市新小木 3-32
	小牧自動車検査登録事務所(検査場)	
	豊橋自動車検査登録事務所(庁舎)	豊橋市神野新田町字京ノ割 20-3
	豊橋自動車検査登録事務所(検査場)	
静岡県	静岡運輸支局(庁舎)	静岡市駿河区国吉田 2-4-25
	静岡運輸支局(検査場)	
	沼津自動車検査登録事務所(庁舎)	沼津市原字古田 2480
	沼津自動車検査登録事務所(検査場)	
	浜松自動車検査登録事務所(庁舎)	浜松市中央区流通元町11-1
	浜松自動車検査登録事務所(検査場)	
岐阜県	岐阜運輸支局(庁舎)	岐阜市日置江 2648-1
	岐阜運輸支局(検査場)	
	飛驒自動車検査登録事務所	高山市新宮町 830-5
三重県	三重運輸支局(庁舎)	津市雲出長常町字六ノ割 1190-9
	三重運輸支局(検査場)	
	四日市自動車検査場	四日市市八田 3-7-41
福井県	福井運輸支局(庁舎)	福井市西谷1丁目1402
	福井運輸支局(検査場)	

令和 年 月 日

住 所

商号又は氏名

代表者 氏名

支出負担行為担当官

中部運輸局長 殿